

## ご利用料金について

### 【児童福祉法に基づく個別給付費支給対象サービス】

1日のご利用料金は約1,000円になりますが、スタッフの配置などにより多少の変動があります

#### —世帯所得と負担上限額について（参考）—

非課税世帯のご家庭	0円/月
世帯所得約890万円までのご家庭	上限額：4,600円/月
世帯所得約891万円以上のご家庭	上限額：37,200円/月

ご家庭の所得に応じて負担上限額が設定されています

★1ヶ月に何日利用されても（支給日数内であれば）負担上限額を超えることはありません

※負担上限額や支給日数については障害児通所支援受給者証に記載があります

#### —無償化対象について（参考）—

対象期間	お子様が満3歳を迎えて初めての4月1日より3年間
------	--------------------------

### 【児童福祉法に基づく個別給付費支給対象外サービス/別途料金】

#### —その他の料金について—

おやつ代	50円	おやつを提供した場合
ファイル代	255円	連絡帳用ファイルを購入された場合
行事食	—	企画や行事において昼食作り等を行った場合
クッキング代	—	おやつ企画に参加された場合
教材費	—	材料費など

注) 当事業所をご利用の際は、障害児通所支援受給者証が必要になります

社会福祉法人フェニックス
多機能型事業所かんべ三入東
児童発達支援事業所きりんキッズ

# ご利用料金について

## 【児童福祉法に基づく個別給付費支給対象サービス】

1日のご利用料金は約1,000円になります

(スタッフの配置や学校休業日などにより多少の変動があります)

### —世帯所得と負担上限額について(参考)—

非課税世帯のご家庭	0円/月
世帯所得約890万円までのご家庭	上限額：4,600円/月
世帯所得約891万円以上のご家庭	上限額：37,200円/月

ご家庭の所得に応じて負担上限額が設定されています

★1ヶ月に何日利用されても(支給日数内であれば)負担上限額を超えることはありません

※負担上限額や支給日数については障害児通所支援受給者証に記載があります

## 【児童福祉法に基づく個別給付費支給対象外サービス/別途料金】

### —その他の料金について—

おやつ代	100円	おやつを提供した場合
ファイル代	255円	連絡帳用ファイルを購入された場合
行事食	—	企画や行事において昼食作り等を行った場合
クッキング代	—	おやつ企画に参加された場合
教材費	—	材料費など

注) 当事業所をご利用の際は、障害児通所支援受給者証が必要になります

社会福祉法人フェニックス
多機能型事業所かんべ三入東
児童発達支援事業所きりんジュニア